

別紙（参考資料）

【誘導居住面積水準】

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。

その面積（住戸専用面積・壁芯）は、住生活基本計画（全国計画）で示される住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

（１）一般型誘導居住面積水準

ア 単身者 55 m²

イ 2人以上の世帯 $25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 25 \text{ m}^2$

（２）都市居住型誘導居住面積水準

ア 単身者 40 m²

イ 2人以上の世帯 $20 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 15 \text{ m}^2$

注１ 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注２ 世帯人数（注１の適用がある場合には適用後の世帯人数）が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

※県施行の「来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱」より転載